

# 角田市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則

平成17年6月29日  
教育委員会規則第2号

## (趣旨)

第1条 この規則は、角田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年角田市条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (公募の方法)

第2条 条例第2条の規定による公募は、掲示板への掲示、広報紙への掲載等法人その他団体等に周知できるような方法で行うものとする。

## (公募によらない選定理由)

第3条 条例第2条ただし書に規定する合理的な理由があると認めるときは、次のとおりとする。

- (1) 専門的又は高度な技術を有することが、客観的に特定されるとき。
- (2) 地域の人材活用、雇用の創出等地域との連携が相当程度期待できるとき。
- (3) 現に管理の委託を行い、又は指定管理者による管理を行っている公の施設にあっては、当該公の施設を管理している者が引き続き管理を行うことにより、当該公の施設に係る安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できるとき。
- (4) 公募に対し申請した者がいないとき。
- (5) 指定管理者に選定された団体を指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき。
- (6) 指定管理者の指定を受けた団体が、協定を締結しないとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、公の施設の機能、性質等を考慮し、合理的理由があると認めるとき。

## (申請書等)

第4条 条例第3条に規定する申請は、指定管理者指定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により行うものとする。

2 条例第3条第4号に規定する書類は次のとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為及び規約その他これらに類する書類
- (2) 登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- (3) 事業実績報告書、収支決算書及び財産目録（申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度のもの）。ただし、申請書を提出する日の属する事業年度に設立された団体にあつては、その設立時における財産目録
- (4) 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支計画書
- (5) 役員名簿
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

## (選定結果の通知)

第5条 条例第5条の規定による選定結果の通知は、指定管理者選定結果通知書（様式第2号）により行うものとする。

## (委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

角田市教育委員会 殿

申 請 者 所在地  
団体名  
代表者氏名 印  
電話番号

角田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定による指定管理者の指定を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 公の施設の名称
- 2 公の施設の所在地

添付書類

- (1) 事業計画書及び収支予算書(指定を受けようとする期間内における各年度分)
- (2) 申請資格を有していることを証する書類
- (3) 公の施設の管理の実績を説明する書類
- (4) その他教育委員会が必要と認める書類

指 定 管 理 者 選 定 結 果 通 知 書

第 号  
年 月 日

(団体名)

(代表者氏名) 殿

角田市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった公の施設の指定管理者について選定した結果、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

選定区分	指定管理者の候補に 選定する ・ 選定しない
施設名称	
理 由	
備 考	